

標記争議ニ関シ既報ノ如ク本月二十日交渉ノ結果円満解決セルカ狀況左ノ通り

交渉狀況

記

勞資ハ事業全營ニ付テハ相當理解セル關係上去二十日工場主光枝金平宛ニ於テ職工笹尾外五名ハ調停者タル平岡守作ヲ介在セシメ折衝ノ結果左記条件ニヨリ円満解決セリ  
一 工場主側ニ於テ九月分ハ最低十二日分十月分ハ全上十三日分ヲ保証支給スルコト  
二 十一月以降ハ双方協議ノ上決定スルコト  
三 工場主ハ米代トシテ一ヶ月分ノ賃與スルコト  
右及申(通)報候也

5. 9. 27  
1742

勞務第三三〇九號

昭和五年九月廿五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏  
社會局長 夏官殿

島田製作所勞働争議ニ附スル件 (第報 表)

要旨 (一) 本業英本月十七日職工谷田具義一外二名ヲ解雇セリ  
(二) 従業員八本月十八日十三項目ニ要取書ヲ提出シ罷業ニ入リ

標記工場勞働争議發生セルカ其ノ狀況左記ノ通り